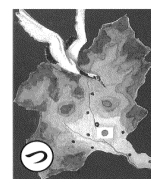




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年6月19日（金） 第9809号

目次

|                     | ページ |
|---------------------|-----|
| <b>告 示</b>          |     |
| ○道路の区域変更（道路管理課）     | 2   |
| ○道路の供用開始（同）         | 2   |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） | 2   |
| <b>公 告</b>          |     |
| ○土地改良区の設立の認可（農村整備課） | 3   |
| ○土地改良区役員の就退任の届出（同）  | 3   |
| ○土地改良区の定款変更認可（同）    | 4   |
| <b>選挙管理委員会告示</b>    |     |
| ○政治団体の異動事項          | 4   |
| ○政治団体の解散届出          | 5   |
| ○資金管理団体の指定の取消し等     | 5   |

■ 告 示

◎群馬県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                                  | 変更の前後別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
|-------|--------|--------------------------------------|--------|---------------|-------------|
| 県道    | 渋川東吾妻線 | 渋川市金井字下新田1641番の2地先から同市同字同1643番の1地先まで | 前      | 15.8～21.8     | 18.7        |
|       |        |                                      | 後      | 15.8～28.2     | 18.7        |

◎群馬県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                                   | 供用開始の期日   |
|-------|--------|---------------------------------------|-----------|
| 県道    | 渋川東吾妻線 | 渋川市金井字下新田1619番の1地先から同市同字西裏2178番の2地先まで | 令和2年6月19日 |

◎群馬県告示第173号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和2年6月19日

群馬県知事 山本 一 太

上田代地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号と2号と平成6年11月22日群馬県告示第646号で指定した上田代地区急傾斜地崩壊危険区域の標柱14号と13号を順次結んだ線及び同告示で指定した同区域の標柱13号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 郡市  | 町村  | 大字 | 字  | 地番    |
|------|-----|-----|----|----|-------|
| 1    | 吾妻郡 | 嬭恋村 | 田代 | 河原 | 744番1 |
| 2    | 同   | 同   | 同  | 同  | 乙742番 |

この関係書類は、群馬県土整備部砂防課及び群馬県中之条土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により緑町土地改良区の設立を令和2年6月1日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月19日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年6月19日

群馬県知事 山本 一 太

| 土地改良区名 | 理事<br>の<br>別 | 区 分 | 役 員 氏 名 | 住 所              |
|--------|--------------|-----|---------|------------------|
| 八坂堰    | 理 事          | 再 任 | 伊丹克男    | 伊勢崎市今泉町一丁目1360番地 |
|        | 同            | 同   | 八田稔     | 同 北千木町2082番地     |
|        | 同            | 同   | 下山孝士    | 同 安堀町1140番地1     |
|        | 同            | 同   | 栗林照策    | 同 同 1694番地2      |
|        | 同            | 新 任 | 塩野光男    | 同 末広町18番地        |
|        | 同            | 同   | 板垣稔     | 同 東本町88番地5       |
|        | 同            | 同   | 五十嵐郁夫   | 同 茂呂町二丁目714番地    |
|        | 同            | 同   | 高橋重勝    | 同 波志江町4991番地1    |
|        | 同            | 退 任 | 北爪崇     | 同 宗高町128番地2      |
|        | 同            | 同   | 堀地金造    | 同 下植木町406番地      |
|        | 同            | 同   | 五十嵐一弥   | 同 茂呂町二丁目698番地    |
|        | 監 事          | 再 任 | 内山清     | 同 太田町799番地       |
|        | 同            | 新 任 | 鈴木啓司    | 同 南千木町2293番地     |

|  |   |    |      |              |
|--|---|----|------|--------------|
|  | 同 | 同  | 犬塚隆  | 同 波志江町1361番地 |
|  | 同 | 退任 | 丸橋敬一 | 同 南千木町2277番地 |
|  | 同 | 同  | 細渕純一 | 同 波志江町1373番地 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により近藤沼土地改良区の定款の変更を令和2年6月8日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月19日

群馬県知事 山本 一 太

### ■ 選挙管理委員会告示

#### ◎群馬県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年6月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智 満

#### 1 政党の支部

| 政治団体の名称          | 異動事項       | 新            | 旧         | 異動年月日     |
|------------------|------------|--------------|-----------|-----------|
| 自由民主党館林支部        | 主たる事務所の所在地 | 館林市本町4-15-30 | 館林市羽附町671 | 令和2年5月6日  |
|                  | 代表者の氏名     | 多田善洋         | 松本耕司      | 令和2年5月6日  |
|                  | 会計責任者の氏名   | 権田昌弘         | 泉澤信哉      | 令和2年5月6日  |
| 自由民主党群馬県柔道整復師会支部 | 代表者の氏名     | 深澤雅浩         | 原澤研祐      | 令和2年5月25日 |

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称    | 異動事項       | 新            | 旧           | 異動年月日     |
|------------|------------|--------------|-------------|-----------|
| 群馬県柔道整復師連盟 | 代表者の氏名     | 深澤雅浩         | 原澤研祐        | 令和2年5月25日 |
| 政治団体政信会    | 主たる事務所の所在地 | 前橋市広瀬町2-37-7 | 前橋市広瀬町3-2-6 | 令和元年5月30日 |
| 投票日本       | 会計責任者の氏名   | 舘野忠次郎        | 山口典子        | 令和2年5月27日 |

|                    |            |              |             |              |
|--------------------|------------|--------------|-------------|--------------|
| 東邦労組政策実現の会         | 代表者の氏名     | 西山豪裕         | 白石健志        | 令和2年<br>5月8日 |
|                    | 会計責任者の氏名   | 荒川健一         | 西山豪裕        | 令和2年<br>5月8日 |
| 日本精神科病院協会群馬県支部政治連盟 | 主たる事務所の所在地 | 前橋市下大島町596-1 | 富岡市神農原559-1 | 令和2年<br>4月1日 |
|                    | 代表者の氏名     | 服部真弓         | 武田滋利        | 令和2年<br>4月1日 |
|                    | 会計責任者の氏名   | 野村守          | 相川浩道        | 令和2年<br>4月1日 |
| 冬木一俊後援会            | 会計責任者の氏名   | 冬木一俊         | 田島仁         | 令和2年<br>1月9日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年6月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|----------|--------|------------|
| 石倉稔後援会   | 石倉稔    | 令和2年4月30日  |
| 鈴木章二後援会  | 鈴木章二   | 令和元年12月31日 |
| 寺口まさる後援会 | 寺口優    | 平成31年4月30日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年6月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-----------|-----------------|
| 鈴木章二             | 鈴木章二後援会   | 令和元年12月31日      |

寺口優

寺口まさる後援会

平成31年4月30日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111